

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の再評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。ただし、水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。））、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するもの又は水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）

第3 再評価を実施する事業

1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- (1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業
「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合において、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業について

は「３年間」、第４の１(３)②②及び③に掲げる種類の事業については「５年間」とし、「未着工の事業」とは別紙－１のとおりとする。

(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは「５年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。

② 実施計画調査費を予算化したダム事業。

なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは、第４の１(３)①及び②①に掲げる種類の事業については「３年間」、第４の１(３)②②及び③に掲げる種類の事業については「５年間」とする。

(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、第４の１(３)①及び②①に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に５年間が経過した時点で継続中（一部供用事業を含む。）又は３年間が経過した時点で未着工の事業」とし、第４の１(３)②②及び③に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に５年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取組を行った事業についてはその結果も踏まえ、再評価の実施主体（第４の１(１)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）の長が行うものとする。

2 留意事項

(1) 高速自動車国道に係る事業、都市高速道路に係る事業及び新幹線鉄道に係る事業

については、工事実施計画の認可をもって事業費の予算化が決定されたとみなす。

- (2) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費の予算化」及び「準備・計画段階」の定義における「着工準備費の予算化」を「都市計画の決定又は変更」に、また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われ、当該事業が河川整備計画の中に位置づけられる事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。
- (3) 水道に係る事業においては、「第3の1(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業」の「長期間」とは「10 年間」とする。なお、令和5年度以前に事業採択された事業においても同様の取り扱いとする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 再評価の実施手続

- (1) 再評価の実施主体は以下のとおりとする。
 - ① 直轄事業にあつては、地方支分部局等。
 - ② 独立行政法人等施行事業にあつては、独立行政法人等。
 - ③ 補助事業等にあつては、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体等又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）。
- (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - ① 第3の1(1)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
 - ② 第3の1(2)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
 - ③ 第3の1(3)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調

査費の予算化後５年目の年度末までに実施する。

- ④ 第３の１(４)に該当する事業のうち、(３)①及び②(１)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から５年間（継続中の場合）又は３年間（未着工の場合）が経過後の年度の１月末までを目途に、(３)②(２)及び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から５年間が経過後の年度末までに実施する。

- (３) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- ① 直轄事業 地方支分部局等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等（本省又は外局をいう。以下同じ。）に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

- ②(１) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、対応方針（原案）を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

- ２) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施。また、一般国道の新設、改築に係る大臣認可申請を含む。以下同じ。）を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等（一

般国道の新設、改築に係る大臣認可を含む。以下同じ。)に係る対応方針を決定する。

- ③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
- (4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。また、独立行政法人等施行事業においても、河川整備計画の策定・変更の手続きの実施主体は地方支分部局等又は地方公共団体とする。
- (5) 高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業については、本省等の学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、整備計画の変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

2 再評価結果、対応方針等の公表

対応方針の決定者及び所管部局等は、1 (3) ①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1 (3) ②2) 及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

3 関係資料の保存

- (1) 対応方針の決定者及び所管部局等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、再評価結果及び対応方針等に関する資料を保存するものとする。
- (2) 再評価の実施主体は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

① 1 (3)の規定については、以下のとおりとする。

1) 1 (3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1 (3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分局等」と読み替えるものとする。

2) 1)の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針等を本省等に送付するものとする。

② 2の規定については、「所管部局等」を「所管部局等及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 再評価の手法

1 再評価手法の策定

(1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む再評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの再評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。

(2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴くものとする。

(3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの再評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した再評価手法を公表するものとする。

(4) 再評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 再評価手法の改善

所管部局等は、再評価の精度の向上を図るため、再評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに再評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）において、再評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するものとする。

3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

① 3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と

判断できる場合にあって、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

- ② 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

また、3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあって、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合には、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

- ③ 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

- ④ 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。

第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

1 事業評価監視委員会の設置

再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、事業評価監視委員会を設置するものとする。事業評価監視委員会は、地方支分部局等、都道府県、政令指定都市又は独立行政法人等ごとに原則として1つ設置するものとするが、都道府県又は政令指定都市については、必要に応じ事業種別を勘案して複数設置することができるものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、独立行政法人等は地方支分部局等の事業評価監視委員会に、市町村等（政令指定都市を除く。）は都道府県の事業評価監視委員会に、地方公社又は民間事

業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。

2 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針（原案）について審議するものとする。

3 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、再評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して再評価の実施主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申を行うものとする。

4 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

5 事業評価監視委員会の意見の尊重

再評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

第7 その他

1 再評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の再評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

2 所管部局等と各再評価の実施主体との密接な連携、調整

所管部局等と各再評価の実施主体は、ヒアリング、相談等により、密接な連携、調整を図るものとする。

3 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

4 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの再評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第8 施行

- 1 本要領は、令和6年6月27日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成30年3月30日改定）」は、廃止する。

第9 経過措置

- 1 第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。
 - (1) 平成22年度に、以下に該当する事業については、平成23年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - ① 事業採択後5年間が経過して未着工の事業
 - ② 事業採択後10年間が経過して継続中の事業
 - ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業
 - ④ 再評価実施後5年間が経過して継続中又は未着工の事業
 - (2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1に該当する事業及び第3の1に規定する期間を超過している事業については、平成24年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。
- 2 第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。

- (1) 平成２２年度に、事業採択後１０年間が経過して継続中の事業については、平成２２年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
- (2) (1)に該当する事業を除き、平成２２年度に、第３の１(2)に該当する事業及び第３の１(2)に規定する期間を超過している事業については、平成２３年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業については、原則として平成２４年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道整備事業	工事に未着手
整備新幹線整備事業	工事に未着手
船舶交通安全基盤整備事業	工事に未着手
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手